

平成21年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 統計局、政策統括官（統計基準担当）、統計研修所
評価年月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策19 公的統計の体系的な整備・提供

（政策の基本目標）

公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。

特に、新統計法の成立を踏まえ、統計制度改革を着実に推進する。

また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。

（政策の概要）

・我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。

・統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。

・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。

（平成20年度予算額）

26,722 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

様々な経済・社会の環境変化に伴い、統計は、国や地方公共団体の政策判断や政策効果の把握・評価のための基礎的情報にとどまらず、国民・企業等の様々な意思決定に必要不可欠な「社会の情報基盤」として、その重要性を増している。

こうした統計を取り巻く環境の変化を踏まえ、公的機関が作成する統計を体系的・効率的に整備し、より一層有効に活用されるようにするため、我が国の統計行政を規律してきた統計法・統計報告調整法を60年ぶりに抜本的に改める統計法が平成19年5月に成立・公布したことを踏まえ、ニーズに応じた統計を整備・提供することが必要である。

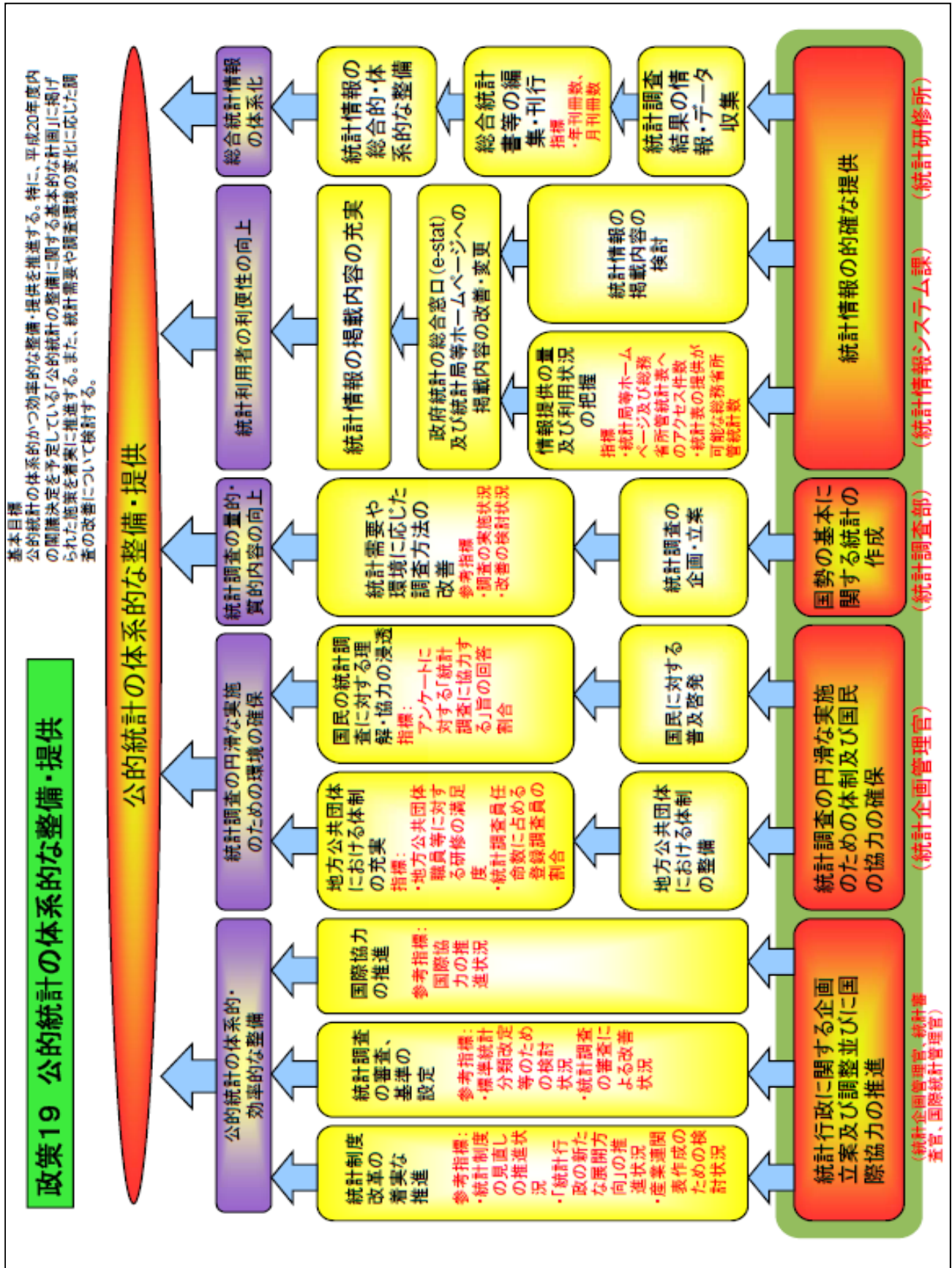
また、調査環境や報告者意識の変化等に伴い、統計調査への協力が得られにくくなっている中で、環境に応じた調査方法の改善が求められている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p>	<p>平成18年7月7日 閣議決定</p>	<p>(統計制度の抜本的改革) 閣議決定された左記方針を踏まえ、統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出し、19年5月に成立・公布。 (サービス統計の拡充) サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。</p>
<p>規制改革・民間開放推進三か年計画 (再改定)</p>	<p>平成18年3月31日 閣議決定</p>	<p>総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 指定統計調査について、平成19年度までに (平成19年度に指定統計調査が実施されていないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次) 市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに、そのための計画を策定する。</p>
<p>公共サービス改革基本方針 (改定)</p>	<p>平成20年12月19日 閣議決定</p>	<p>民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査 (指定統計調査) について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】平成20年4月から22年12月までの2年9か月間 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。 サービス産業動向調査 (承認統計調査) について、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成22年5月末までに結論を得る。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び登録調査員のうち指導的な立場にある者の資質向上を目的に実施する研修が有効に実施されているか。	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度		86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度		88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う統計調査員の確保を目的に実施する登録調査員制度が機能しているか。	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	統計知識等に関する普及啓発を目的とした統計データ・グラフフェアを通じ、国民の統計調査への協力の重要性に対する理解が深まっているか。	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計調査結果の提供状況		20年度	統計情報の的確な提供に資するために運用している統計関連サイトについて、掲載データの充実を図ることなどにより広く利用され、実効性があるものとなっているか。			
・ホームページアクセス件数	412万件			426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度		-	-	1015万6000件 (注)2
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度		-	-	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度	総合統計書の刊行が目標値に従ってなされたか。	年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注)1 「地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度」及び「統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合」の()内は、無回答だった者を除いて算出した割合。

2 「政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計制度の見直しの推進状況	我が国の統計制度が、社会・経済情勢の変化に対応した適切なものとなっているか。	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）等を受け、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、社会・経済情勢の変化に対応し、より多くの国民に利用される統計を目指した、新たな統計法が19年5月に成立・公布され、同年10月に一部施行、21年4月1日に全面施行された。		
「統計行政の新たな展開方向」の推進状況	中期的統計行政の進むべき指針として、各府省間で申し合わせた「統計行政の新たな展開方向」の内容が着実に推進されているか。	<p>「統計行政の新たな展開方向」に基づく主な推進実績の例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済構造統計の創設(平成21年7月に経済センサス 基礎調査を実施予定) ・ 統計調査の整理合理化(18年度は55調査、19年度については42調査について見直しを実施) ・ オンライン等電子的手段を利用した統計調査の推進(20年6月までに146調査で利用) 		
産業関連表作成のための検討状況	経済波及効果の測定などの経済分析に用いられるほか、GDP統計の基礎資料等ともなる産業関連表の作成が各府省庁の協力の下、着実に進められているか。	<p>平成17年(2005年)産業関連表に関しては、産業連関部局長会議において17年8月に定めた作成基本方針に基づき、産業連関表の作成に携わる10府省庁において、特別調査や既存統計の組替作業等を実施し、これらに基づき国内生産額や投入・産出額を推計した。</p> <p>その結果の速報を20年8月、確報を21年3月に公表し、公表作業を無事終了した。</p>		
標準統計分類改定等のための検討状況	各種統計の比較可能性を高め、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類が、社会・経済情勢の変化に応じ適切に改定されているか。	<p>日本標準産業分類については、統計審議会の審議を経て、第12回改定版を平成19年11月に告示、さらにその内容を新たな統計法に基づき、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための「統計基準」として設定し、21年3月に告示した。</p> <p>また、日本標準職業分類については、職業分類検討委員会を19年12月に立ち上げ、第5回改定原案を検討中。</p>		
統計調査の審査による改善状況	統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等の観点から、指定統計調査及び承認統計調査(統計報告の徴集)の審査が適切に実施されているか。	<p>統計調査の審査等を通じ、平成18年度は42調査、19年度には41調査(いずれも指定統計調査及び承認統計調査)において廃止、統合、調査客体数や調査事項の削減等の改善を実施。</p>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国際協力の推進の状況	統計に関する国際協力を推進するため、国際統計に関する統括事務が着実に実施されているか。	統計に関する国際協力を推進するために実施した国際統計に関する統括事務の主な例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・国連統計委員会における審議に参加。 ・経済協力開発機構（OECD）統計委員会における審議に参加。 ・OECD及び欧州連合統計局主催の2008年ラウンド購買力平価算出事業に参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。 ・世界銀行主催の国際比較プログラム世界事業にOECD地域代表の一国として参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。 		
統計調査の実施状況	経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施しているのか。	11件 毎月実施7件 四半期実施1件 毎年実施1件 周期的に実施2件	11件 毎月実施7件 四半期実施1件 毎年実施1件 周期的に実施2件	11件 毎月実施8件 四半期実施1件 毎年実施1件 周期的に実施1件
統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況	各統計調査実施計画の策定等に際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。	<p>（経済センサスの創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、事業所及び企業の活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として「経済センサス」を創設した。（事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査については、平成21年調査以降廃止）</p> <p>（サービス産業動向調査の創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006等を踏まえ、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等を目的として、「サービス産業動向調査」を創設し、平成20年7月から毎月実施している。</p> <p>（匿名データの提供等の開始）</p> <p>学術研究の発展や、高等教育の発展に資することを目的として、匿名データ（調査を通じて得られた情報を、個体が識別されないように匿名化処理を行ったもの）の提供及びオーダーメイド集計（委託に応じて、統計調査から集められた情報を利用して統計等を作成し提供）を平成21年4月より開始した。</p> <p>（民間事業者の活用等）</p> <p>公共サービス改革基本方針等を踏まえ、統計局所管の統計調査について、民間事業者の活用を推進した。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査に関する業務の民間開放（科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査、平成19年就業構造基本調査（一部地域）） 		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
<p>(続き)</p> <p>統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況</p>	<p>(続き)</p> <p>各統計調査実施計画の策定等に際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の照会に関するコールセンターの設置(平成19年就業構造基本調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス 基礎調査(予定)) ・ 民間事業者の管理するモニターを活用したモニター調査の導入(全国単身世帯収支実態調査) <p>(回収方法の多様化)</p> <p>調査票の回収率の向上を図るため、地域特性等を勘案した一部の調査地域において、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した調査を実施した。(平成19年就業構造基本調査、平成19年全国物価統計調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス 基礎調査(予定))</p> <p>(行政記録情報の活用)</p> <p>新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってS O H O等外観から補足困難な事業所が増加していることから、平成21年経済センサス 基礎調査において、商業・法人登記情報を活用して、より正確な対象把握に努めた調査を実施することとした。</p> <p>(本社等一括調査の導入)</p> <p>平成19年全国物価統計調査において、記入者の事務負担軽減の観点から本社等に対して支所である店舗の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入した。</p> <p>また、平成21年経済センサス 基礎調査において、企業全般における調査票の記入負担の軽減を図り、本所・支所の関係の情報を網羅的に把握するため、本社等に対して支所である事業所の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入することとした。</p> <p>(公表の早期化)</p> <p>集計業務等の見直しを図り、調査結果の公表の早期化に努めた。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年国勢調査の第3次基本集計結果の公表を、平成12年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。 ・ 平成18年社会生活基本調査の調査票Bに関する集計結果の公表を、平成13年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。 		

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため60年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標(値)を設定した指標及び参考となる指標双方ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

統計行政に係る企画立案及び調整並びに国際協力の推進

(ア) 必要性

統計制度を企画立案及び調整することは、国や地方公共団体の政策判断や政策効果の把握・評価のための基礎的情報にとどまらず、国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠になっている統計を重複是正や報告者負担等の観点等から国民全体が広く活用できるよう体系的・効率的に整備し、より一層国民に有効に活用されるための重要かつ基本的な役割を担っている。

また、統計に関する国際協力の推進をすることについても、国連等の国際機関及び諸外国政府との情報交換及び国際技術協力等を通じ、我が国及び各諸外国の統計制度の発展に重要な役割を果たしていることから必要不可欠なものとして認められる。

(イ) 有効性

統計制度を企画立案及び調整するためには、基盤となる統計制度が社会・経済情勢の変化に適切に対応したものとなっていることが必要である。

その統計制度の整備については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)等を受け、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、社会・経済情勢の変化に対応し、より多くの国民に利用される統計を目指した、新たな統計法を制定し、統計の基本となる制度の抜本的見直しを行った。

また中期的統計行政の進むべき指針を示した「統計行政の新たな展開方向」の着実な推進、GDP統計の重要な基礎資料等となる産業連関表の着実な作成、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類の統計基準として設定、統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等からの統計調査の審査の実施を行った。

以上のように、統計行政を正確かつ効率的に運営するための統計制度改革が着実に推進されており、本施策は有効性があると認められる。

目標には含まれてはいないが、新しい統計法を受け、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「公的統計の整備に関する基本的な計画」(基本計画)を平成21年3月に閣議決定し、今後、公的統計の体系的整備は当該計画に基づき着実に実施していくことになっている。

統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保

(ア) 必要性

統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び統計調査員の資質向上のための研修、統計調査員の確保及び「統計データ・グラフフェア」等、統計知識等に関する普及啓発を目的とする事業の実施は、統計調査の円滑な実施のために必要不可欠なものとして認められる。

(イ) 有効性

統計調査の円滑な実施のための体制整備及び国民の協力を確保することは、統計調査を実施する上で一番の要となることである。

その目標を実現するため、統計調査の現場を担う地方公共団体の職員及び統計調査員に対し、必要な研修の実施、統計調査実施のための登録調査員の確保事業、統計知識等の普及を目的とした広報活動（イベントの実施、広報誌、HP等での普及）を行った。

このように、統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保のために適切な措置が講じられていることから、本施策は有効性があると認められる。

国勢の基本に関する統計の作成

（ア）必要性

国勢統計をはじめとする国勢の基本に関する統計は、総務省のみならず、幅広い行政機関における行政施策の企画立案や政策効果の把握の基礎資料として活用され、また、企業や個人にとっても経済行動や社会への関わりの中で、合理的な意思決定を支える重要な指標となっており、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠なものである。

（イ）有効性

統計調査の実施状況を見ると、毎年度確実に実施され、その調査結果は遅滞なく公表されている。また、社会的・政策的ニーズを踏まえ、それに対応した統計の在り方の見直しの検討を行った結果、経済センサス及びサービス産業動向調査が創設され、匿名データ等の提供が開始されることとなった。統計調査の質的な内容の向上については、集計業務の見直し等を図り、結果公表の早期化に努めており、調査環境の変化に対応するため、モニター調査の導入、オンライン報告の導入、行政記録情報の活用、本社等一括調査の導入などを図り、調査対象者の負担軽減や、統計精度の向上に努めている。

このように、各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しを行い、調査環境の変化に対応した措置を講じているところであり、その結果、調査対象の捕捉率の向上などが図られたことから、本施策は有効性があると認められる。

（ウ）効率性

公共サービス改革基本方針等を踏まえ、コールセンターの設置等民間事業者の活用を推進し、統計調査の質の向上・効率化を図ってきた。

統計情報の的確な提供

（ア）必要性

国勢統計、労働力調査、家計調査等は、国勢の基本に関する統計として、地方公共団体や調査員等の協力を得ながら国の行政機関において責任を持ってその統計調査を実施している。これら統計調査の結果等は、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠な情報であり、e - S t a t及びホームページからの的確な提供をすることは、統計利用者の利便性の向上につながることに加え、統計情報の正確性、信頼性の担保の観点からも重要なことであり、行政が自ら責任を持って実施する必要がある。

（イ）有効性

e - S t a tを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数は、当初設定した目標を下回っているものの、国勢の基本に関する統計として統計体系上重要な指定統計については、そのほとんどがe - S t a tからの統計表の提供が可能となっている。また、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月31日CIO連絡会議決定）」において、各府省のホームページから提供するスプレッドシート等の統計表は、平成21年度末までにe - S t a tからの提供に移行することとされている。

前年度実績との直接的な比較はできないものの、e - S t a t運用開始初年度の実績として、総務省所管統計ページの統計表へのアクセス件数が1000万件を超えたことは、各種統計表への利用ニーズが非常に高いことが考えられ、その取組に有効性があると認められる。

また、各種統計表を e - S t a t に集約し、一元的に提供していくことは、統計利用者に統計情報のワンストップサービスを実現することとなり、今後、さらに利便性の向上を図る観点からも、その取組には有効性があると認められる。

(ウ) 効率性

各種統計表を e - S t a t に集約し、一元的に提供することにより、利用者が所管府省を意識せずに必要な統計情報を入手できるようになり、統計情報提供の効率化を実現した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。

それらの諸課題については、公的機関が作成する統計を体系的・効率的に整備し、より一層有効に活用されるようにするため新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(「基本計画」)に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。

国勢の基本に関する統計の作成については、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査の改善等についての検討を行う。また、「基本計画」において示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 平成21年4月1日に全面施行された統計法及び同年3月に閣議決定された「基本計画」に従い、経済・社会の変化に対応した統計行政を推進すること。 【下位レベルの施策名】 統計行政に関する企画立案及び調整並びに国際協力の推進 【主な事務事業】 ・統計技術の研究及び統計情報の収集等経費 ・国連アジア統計研修の協力に必要な経費	見直し・改善の方向性	統計法の理念及び閣議決定された「基本計画」の内容を具体化できるような各種制度の見直し、各行政機関等との調整について検討。
	(予算要求)	「基本計画」を推進していくため引き続き所要の予算措置を講ずる。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり

<p>【課題】</p> <p>統計調査に関する予算が削減されていく中、限られた人員、予算にて統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体及び統計調査員の資質向上等を目的とした研修や国民に統計知識等に関する普及啓発をより一層効率的に行うこと。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・国の統計調査事務に従事する地方公共団体の職員に必要な経費</p>	見直し・改善の方向性	必要な要点を絞った効率的な研修の実施及び登録調査員制度の柔軟な見直し並びに国民により統計知識を訴えられる効果的な手段（HPの充実等）等について検討。
	(予算要求)	従前どおり必要性を十分勘案し、適正な予算の確保に取り組む。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】</p> <p>国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、統計需要に応じた統計を提供し、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等についての検討を引き続き行う必要がある。また、「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>国勢の基本に関する統計の作成</p> <p>【主な事務事業】</p>	見直し・改善の方向性	<p>「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施する。また、その実施に当たり具体化が必要な事項等について検討を行う。</p> <p>引き続き統計需要の把握に努め、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等について検討を行う。</p> <p>上記の検討を行うに際しては、検討会を開催するなど外部有識者の知見を積極的に活用する。</p> <p>さらに、円滑な調査の実施、統計の質の確保、業務の効率化の観点から、これまでの取組状況を検証した上で、民間事業者の活用についても検討を行う。</p>
	(予算要求)	統計調査の実施・提供における更なる改善や、「基本計画」を踏まえた措置、方策等の着実な実施の確保等のため、これらに必要な予算措置を行う。
	(制度)	調査方法の変更等に伴い必要な関係法令の整備を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・人口及び経済の経常統計調査の実施 ・国勢調査の実施 ・経済センサスの実施 	<p>(実施体制)</p>	<p>「基本計画」を踏まえた措置、方策等の着実な実施を確保するため、適時適切に必要な見直しを行う。</p>
<p>【課題】</p> <p>e - S t a tを通じて統計表の提供が可能な統計情報の充実という課題がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>統計情報の的確な提供</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>e - S t a tを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数は当初設定した目標を下回ったものの、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」において、ホームページにおいて提供する統計表は、2009年度末（平成21年度末）までにe - S t a tから提供することとされていることから、今後は当該計画に基づくフォローアップ調査の結果等を踏まえ、平成21年度目標を達成すべくなお一層の努力が必要。</p>
<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査等業務の最適化に必要な経費 	<p>(予算要求)</p>	<p>-</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査等の実施に必要な経費 	<p>(制度)</p>	<p>-</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>引き続き体制を継続。</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）において、基本目標の設定に関し、ご意見をいただき、評価に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）
<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2006/0707/item1.pdf>
- ・「規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2005/0331/index.html>
- ・「公共サービス改革基本方針（改定）」（平成20年12月19日閣議決定）
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kihon/kihon.html>
- ・「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成21年3月30日一部改定）
<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/02/pdf/honbun.pdf>